

北本市と株式会社富士薬品との包括連携協定書

北本市（以下「甲」という。）及び株式会社富士薬品（以下「乙」という。）は、地域の一層の活性化及び市民サービスの向上を図るため、次のとおり本協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に緊密に連携することにより、それぞれの資源を有効に活用した協働による活動を推進し、地域の一層の活性化及び市民サービスの向上に資することを目的とする。

（連携事項等）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項（以下「連携事項」という。）について、連携して取り組むものとする。

- (1) 子どもの成長を支えるまちづくりに関すること。
- (2) 健康でいきいきと暮らせるまちづくりに関すること。
- (3) みんなが参加し育てるまちづくりに関すること。
- (4) 快適で安心・安全なまちづくりに関すること。
- (5) 活力あふれるまちづくりに関すること。
- (6) 健全で開かれたまちづくりに関すること。
- (7) その他人口減少に対応する持続可能なまちづくりに関すること。

2 甲及び乙は、連携事項を効果的に実施するため、定期的に協議を行うものとし、具体的な実施事項については、甲乙合意の上、決定するものとする。

（確認事項）

第3条 甲及び乙は、本協定の締結が、第三者と連携し協力することを妨げるものではないことを確認する。

（内容の変更）

第4条 甲又は乙のいずれかが本協定内容の変更を申し出たときは、その都度、甲乙協議の上、必要な変更を行うものとする。

（有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、本協定の締結の日から令和8年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する2か月前までに、甲又は乙から書面により特段の申出がない場合は、満了日の翌日から1年間、有効期間を延長するものとし、その後も同様とする。

2 甲又は乙のいずれかが、本協定の解約を申し出る場合は、解約予定日の2か月前までに書面により相手方に通知することにより、本協定を解約できるものとする。

（守秘義務）

第6条 甲及び乙は、連携事項の実施に当たって知り得た秘密を、相手方の承認を得ないで他に漏らすことがあってはならない。

（反社会的勢力への対応に関する特則）

第7条 甲及び乙は、反社会的勢力（暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人などを含む。）と関係を持たないことを表明し保証する。

2 甲及び乙は、相手方に対して、次の各号のいずれかに該当する行為を行ってはならない。

- (1) 脅迫的、暴力的又は法的な責任を超えた要求
- (2) 風説を流布し、偽計を用い、又は威力を用いた信用毀損又は業務妨害
- (3) その他前2号に類似するいかなる行為

（疑義等の決定）

第8条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。当事者間の協議では解決することができない紛争が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有する。

令和7年10月6日

甲 埼玉県北本市本町1丁目111番地

北本市

北本市長

三島幸雄

乙 埼玉県さいたま市大宮区桜木町四丁目383番地

株式会社富士薬品

配置事業本部 配置営業統括部 第2営業部

部長

伊庭圭元助